平成２４年（フ）第４８６号
千葉県柏市永楽台１丁目２番７号　松平荘101号
債務者　荒井　和美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７７号
千葉県松戸市新松戸１丁目480番地の１ファミールオンダ501号
債務者　松嶋ますみ
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９４号
千葉県流山市平和台５丁目19番地の４　テラスウィステリア２
債務者　平山　一郎
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４号
山口県岩国市楠町３丁目15―10―１　リエート楠201、住民票上の住所山口県下関市椋野町２丁目11番55号　石本ハイツ11―203号上村智美方
債務者　渡川　亜美
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７８号
山口県岩国市川下町１丁目１番37号
債務者　杉山　明美
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７９号
山口県熊毛郡平生町大字平生村591番地の１
債務者　外村　秀吉
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８２号
山口県岩国市南岩国町５丁目３番18号
債務者　中田　伸五
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８３号
山口県岩国市山手町１丁目９番18―301号
債務者　冨永眞理子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８４号
山口県岩国市廿木526番地
債務者　河田　直美
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５７号
長崎県島原市北安徳町丁1193番地３、前住所長崎県島原市南崩山町丁2876番地
債務者　高木　　勇
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１６７３号
名古屋市千種区汁谷町110番地　鈴木ビル203号
債務者　上地　　勝
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目３番31―310号　H&Iドミール
債務者　内村　春希
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
沖縄県那覇市長田２丁目12番５号　クリスタルハイム城間307
債務者　金城　沢未
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２５９号
青森県東津軽郡平内町大字山口字後田１番地１
債務者　木浪美也子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
青森県北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳210番地５
債務者　野宮　貴志
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
神奈川県横須賀市公郷町５丁目31番地19
債務者　平林　　賢
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２０１号
神奈川県横須賀市太田和１丁目31番３号
債務者　相内　美紀
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　横浜地方裁判所横須賀支部